

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和4年1月21日（金）15:00～15:41
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|-------|----------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授 |
| 座長代理 | 原 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |
| 委員 | 安念 潤司 | 中央大学大学院法務研究科教授 |
| 委員 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 |
| 委員 | 本間 正義 | 西南学院大学経済学部教授 |
| 委員 | 八代 尚宏 | 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授 |

<関係省庁>

- | | |
|-------|----------------|
| 長井 俊彦 | 農林水産省経営局審議官 |
| 望月 健司 | 農林水産省経営局農地政策課長 |
| 小林 大樹 | 農林水産省大臣官房政策課長 |

<事務局>

- | | |
|--------|-----------------|
| 青木 由行 | 内閣府地方創生推進事務局長 |
| 山西 雅一郎 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| 三浦 聡 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 黒田 紀幸 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 樋口 聡 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 農地の適切な利用を促進するための施策について
- 3 閉会

○黒田参事官 それでは、これから国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開催させていただきますと思います。

今回のテーマは「農地の適切な利用を促進するための施策について」ということで、農林水産省にお越しいただいております。

なお、このテーマでございますが、令和3年6月の成長戦略フォローアップにおいて、更なる規制改革事項の中で位置付けられているものであります。

本日は、資料につきましては事務局と農林水産省から御提出いただいております。資料の扱いは公開、議事も公開ということでございます。

本日の流れでございますが、農林水産省のほうから御説明をいただきました後に、先生方の質疑ということでお願いをしたいと思います。

よろしければ八田座長、議事進行のほうをよろしく願いいたします。

○八田座長 お忙しいところを御足労いただきましてありがとうございます。

それでは、最初に農林水産省から5～6分で御説明をお願いして、その後、委員の質疑に移りたいと思います。よろしく願いいたします。

○長井審議官 農林水産省の経営局審議官をしております長井と申します。よろしく願いいたします。

それでは、人・農地の関連施策の見直しにつきまして、通常国会で法案を提出することを検討しております。その内容につきまして、考え方を御説明したいと思っております。

1 ページ目、「1. 人・農地プランの策定」というのが一番上でございます。今後、高齢化等が進展する中で、適切に利用されない農地が断続的に発生する恐れがございます。これに対処するために、平成24年から人・農地プランというものを各地域で策定をしていただいております。地域の農業の在り方でありますとか、あるいは地域において農業を中心に担う者を明確化していただく、こうしたプランを策定していただいております。

さらに現在は、その実質化ということで、右側のところの※でございますけれども、地域内の過半の農地、面積で5割を超す農地について、近い将来の農地の出し手なり、受け手が特定されている地域が明確化されている、これを実質化と呼んでおりますけれども、そうしたものの実質化の取組をしていただいているところでございます。

右側の上の表にありますように、実質化されているところも含めても、取組が終了した地域を合わせても、まだ40%ぐらいということで、残り6割はなかなか実質化ができていないということでございます。

それから、実質化の取組が終了した地域でも、この右下にありますように7割の地域で農地の受け手が不足しているような状況でございます。

2 ページ目をお願いいたします。こうしたことを踏まえまして、この右側のオレンジ色のところを見ていただきますと、今申し上げた人・農地プランについて、今回法律で市町村が策定する計画ということで法定化をしようと考えております。これによりまして、人・農地プランの取組を活性化させるということを考えております。

具体的には、下の2番目のところにありますように、市町村は既存の地域協議会の場を活用しながら、まず協議をして、農業者、農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区とともに、地域の農業の将来の姿について話し合いを行う。

例えばということで書いてありますけれども、水田でどういう作物を生産していくかと

いう水田フル活用ビジョンでありますとか、あるいは地域の土地改良事業の計画等との整合性を図りながら地域農業の振興策について協議を行う。

下にありますが、これを踏まえてということで、市町村は地域の将来の農業の在り方、あるいは将来の農地の効率的・総合的な利用の目標、これは目標地図、後ほど何回か出てまいりますけれども、目標地図というものを盛り込んだ人・農地プランを作成していただくと考えているところでございます。

3 ページ目で、その具体的な目標地図というのはどういうものなのかということでございます。これは現状でございますが、右側に分散錯圃の状況ということでお示しをしておりますけれども、例えばこの事例で言いますと、経営面積は16.4ヘクタールでございますけれども、70か所に分散して存在しております、1か所当たりは平均23アールになっているということで、非常に分散錯圃の状態になっております。私どもはこれまで農地を集積するというようなことをやってきているところでございますが、こうした分散錯圃の農地を物理的にまとまって利用しやすい農地に変えていくことが必要であるということでございます。

こういうことを進めるためには、この左の2番目の○にありますように、個々の要望に対応して相対の貸借を重ねるということではなかなか達成されるものではない。そういう意味では、農地利用についてきちんとした絵を作っていく必要があるということでございます。

次の4 ページ目でございます。目標地図の作成ということで、左側が人・農地プランということで書いてありますが、先ほど申し上げましたように、市町村は地域の方々と徹底して話し合いを行って地図を作っていく。この①②③にありますように、特に農地をどのように利用していくのかというようなエリアを設定し、その集約化の進め方についての絵姿を描くということでございます。

真ん中の下のところにありますように、現状と目標地図、これはかなり簡略化して作ったものでございますが、バラバラになっているものをきれいな形に集約化するというような、こういう絵を作っていくということでございます。これにつきましては、市町村が10年後に目指すべき農地の絵姿を一筆ごとに耕作者を貼り付けるような形で作っていく。もちろんなかなか完璧にはできないという部分もあるかもしれませんが、それも、随時調整しながら、段々にそういったものを作っていくことを考えております。そういう際には、色々な補助事業等を使いながら、目標地図と予算の関連付けもしていきたいと思っております。

一番右で、目標地図の作成の手順ということでございます。ここは農業委員会について書いてございます。現状を分かっております農業委員会の方々が農地ナビというタブレットを使いながら、現場の意向、出し手、受け手の意向を反映させた現状の地図をまず作っていく。これに当たっては農地利用最適化推進委員が実施をしまして、そうした出し手と受け手の調整を行っていく。

それで、三つめの○にありますように、農業委員会が市町村なり農地バンクと協力しながら、この目標地図の原案を作っていくというような形で、まずは農業委員会が原案を作って、全体を踏まえて地域で話し合いをして、市町村が全体としての人・農地プランというものを作っていくというようなことを考えております。

5 ページ目は今申し上げたところを改めてまとめておりますので、省略をさせていただきます。

6 ページも同じように農業委員会がきちんと原案を策定していくというような手順を書いているところでございます。

7 ページ目でございます。こうした目標地図を作った後に、農地の集約化をどうしていくのかということでございます。先ほどの資料で分散錯圃の状況等について御説明いたしましたけれども、こうした相対の貸借をそれぞれ個々の要望に応じてやっていると、なかなか予定調和的には集約が進まないということで、目指すべき姿というのはきちんと作って、出し手、受け手本人が姿を作りながらやっていく必要があるということでございます。

現在は、左の三つ目の○にありますように、一つは市町村への農用地利用集積計画ということで、個別の相対については市町村の計画を使ってやっております。もう一つは、農地バンクが農用地利用配分計画によりまして、一旦借り受けて転貸をする。要するにまとめて集約化させて転貸をするというような二つの手法がございますが、どうしても、前者の農用地利用集積計画による対応が主になっているというような状況でございます。

右側のところにありますように、農地の出し手があって、個別許可、3条許可があって、農用地利用集積計画があってという三つのルートがあるということが現状でございます。

次の8 ページ目でございます。これを踏まえてどうしていくのかということですが、基本的に、今申し上げたように個々の相対をやっていたのではダメだと、なかなか目指すべき姿に進まないということで、目標地図はとにかく市町村に作っていただいて、それに基づいて貸借を行っていくというようなことを考えております。そういう意味では、ここにありますように市町村が行っております農用地利用集積計画を農地バンクの計画に統合一体化させまして、バンクは基本的にメインになってやっていくというような手法を採っていきたいと思っております。

基本的に、この目標地図があって、地域の合意があって、誰に貸すのかというようなことがきちんとある程度決まった形になってきますので、このバンクの配分計画を主に、今後は貸借なり、権利移転は進んでいくと考えているところでございます。

また、下から2番目の「併せて」というところがございますけれども、農地の効率的・総合的な利用を図るために強力に貸借を推進する必要がある措置、これは具体的には、農地の所有者等の3分の2の同意によりまして、基本的には農地バンクだけが権利を移転する相対にしていくというようなことを考えております。ですから、この3分の2の同意を得られた地域においては3条許可が基本的になくなるというような世界になっていくと考えております。

基本的には、そういった中で、市町村の役割は目標地図を作っていく。その絵に従って、農地バンクの計画に従って権利移転が進んでいくというような世界に今後なっていくと考えているということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

委員の方の御意見を伺う前に、一つだけ御質問をさせていただきたいと思います。戦後、区画整理を随分やりましたよね。私の子どもの頃は、農地を交換して統合するという区画整理が行われていたことをしょっちゅう聞いていましたけれども、それはできなくなってしまったのですか。

○望月課長 よろしいですか。今、八田先生がおっしゃったように、いわゆる所有権を移すパターンと貸借をやるパターン、2パターンございます。昔は売買で移すパターンが結構多かったのです。半分ぐらいは売買だったのですが、実際に現状を見ますと、1割ぐらいしか売買はありません。9割は貸借でやっているということでもあります。

そこで、先生が今御覧になっていただいている資料3ページの事例も貸借でやっているということでもあります。

○八田座長 何らかの理由で売買が難しくなってきたということですね。

○望月課長 一番大きな原因といたしましては、地価が上がったと、それで田んぼの価格も上がったということが考えられます。現在、田んぼの平均価格は10アールで100万円ちょっとでございます。それに対しまして、貸借のお金は年間1万1000円です。ですから、それだけ格差がございますので、やはり規模拡大する側からいたしますとリースのほうが進みやすいという現状でございます。

○八田座長 分かりました。どうもありがとうございます。

それでは、八代委員、お願いします。

○八代委員 ありがとうございます。

非常に結構な取組だと思いますが、問題はいわゆる耕作放棄地、あるいはそれに近いような農地です。特にもう農業をやっていた方が亡くなられて、都会にいる子どもたちが所有者になっており、農地で農業ができないような状況にあるのに何もしないという場合があります。そういう人たちに対して働きかけるという場合に、単に説得だけでいいのかどうか、昔からある固定資産税というのを活用されないのか。つまり農地について固定資産税が安いというのは、きちんと農業をする人のために安くしているわけですから、そういう権利を使わない人に対しては、逆に言えば宅地並みの課税でもいいのではないかと。そういうことをしないと、いつまでたっても農地を持っていることのコストがかかりませんから、相続をした人はある意味で放置しておくことになるわけです。

やはり本来のメカニズムと言いますか、農地を耕作放棄にしておく、自分たちにもコストがかかるというか、そういうようなインセンティブは全く考えられておられないのかというのを聞きたいと思います。

以上です。

○望月課長 ありがとうございます。

まず、農地の場合は、先生も御案内のように固定資産税評価相当額に55%を掛けまして軽減措置をとっています。しかしながら、先生も御案内のように耕作放棄地にしてしまった人にまで、この税制を使い続けるかどうかというのは問題だということでございますので、そういった方の土地については55%の軽減措置はやめております。したがって、そうなりますと、今、普通に農業やっている方々に比べますと、1.8倍の税金がかかるという仕組みでございます。

○八田座長 相続税についてはどうですか、相続税については、もう農地としては扱わないということになっていませんか。

○望月課長 相続税につきましては、農地として使わない限りは猶予措置というものが切れるということでございます。

○八田座長 普通の宅地に。

○長井審議官 今の1.8倍は固定資産税の話です。

○八田座長 そうですね。相続税も同様になると。

○望月課長 相続税の猶予措置は、やはり農地として使い続けるということに適用されますので、これが放棄されてしまうと打ち切りということでございます。

○八田座長 ありがとうございます。

本間委員、お願いします。

○本間委員 御説明ありがとうございます。

農地の集約が進まないということと、今後どういう形で農業をやっていくかということの危機感は私も共有しているところであります。

ただ、目標地図の作成を10年後に目指すべき姿というものを考えて行うということなのですが、10年後のマーケットをどう考えているかということが見えないのです。つまり米の消費はどんどん減っていくという中で、田んぼとしていく農地がどれだけ必要なのか。それから、畑としてはどうなのかといった、まずは農産物の需給の見通し、ないし予測から農地の利用を考えるべきであって、あくまでも農地利用というのは経済学でいう派生需要なわけですから、肝心の農産物の需給動向なしには作成できないという部分があるわけです。ですから、それをどう考えるか。国際化の問題もありまして色々難しいことはあるのだけれども、そのところをやはりきちんと現場に示して、それで米の必要性はこれぐらい、田んぼはこれぐらいで、畑はこれぐらいというようなことをやっていかないと、現場として対応が難しいというか、困難なのではないかということが1点です。

それから、現場で話し合っただけで担い手に集約するということがどこまで担保できるのか。市町村にやれと言ったら市町村はそれなりにやってきます。ただ、それがどれだけ現実味があるのか、それに向けて進んでいく蓋然性というのか、そういうものをどう考えているのかということで、いかにも何か計画経済的に、ここはあなたがやるよね、まとめるのは

農地バンクだよねというシステムは作っているのだけれども、どうも土地をマーケットとして考える、農地市場というものをどう考えているかというところがちょっと見えない。あえて言うと、10年後の地図は描かせたけれども、何かすぐに使えない地図になるのではないかという懸念をすごく抱くのです。

まずそのあたり、つまり農産物の需給の関係をどう捉えているのかということと、誰それにやるということとをどれだけ担保できるとみなしているのか。その2点、まずはお伺いさせていただきます。

○長井審議官 1点目、確かに10年後のマーケットをどこまで見通せるのかというのは、なかなか我々でも難しい話ですので、どこまで見るかというのがあると思うのですが、一応我々としては、例えばここで言えば4ページ目の左側に少し書きましたけれども、水田フル活用ビジョンとか、要は地域の所得を向上する観点から何を植えていくのかということは、どこまで見通すかというのはちょっとあるのですが、いずれにしてもそういった現状、この先を見通しながら、どういうものに、もちろん作物、例えば野菜と果樹とかですと、植えたら実がなるまで3年とか4年とかかかるわけですから、そういう意味では、ある程度先を見据えた形で何を作っていくのかということ踏まえて目標地図を作っていくというようなことを考えていきたいと思っております。

2番目、要は作ったはいいいけれども、作って終わってしまうのではないか。ここの部分で、まず一つは、目標地図としてどういうものを作っていただくのかという、ある程度の基準は必要ですので、そこをどうしていくのかというのは、我々としても今後よく考えていきたいと思っております。あとは、我々としては作っておしまいということではなくて、必要があれば随時見直しもしていくというようなことも考えておりますので、そういったことも踏まえながら、作っておしまいというような形にならないようにしていきたいと思っております。

○本間委員 一筆ごとに耕作者を貼り付けるという、具体的に公表するかどうかは別として、名前を貼るわけですよ。それで合意が得られるかというか、ここはお前がやるのだよということが、どれだけ先ほど言ったように担保されるのか、とりあえず私がやることにしておいてもいいよということになりはしないか。つまり簡単に言うとモチベーションがないというのが、色々な予算措置はいずれ付けていくということなのだけれども、やはり集約して、そこで人を一筆ごとに貼り付けていくということで、これまで動かなかった人を動かすという話になるわけです。だから、地図を描くということで動くわけではないと思うのです。そこはやはり何らかのモチベーション、予算措置になるか、強制措置になるか、何らかのインセンティブを与えなくてはいけないので、そのインセンティブを政策としてどう考えているのか。そこを聞かせてください。

○望月課長 まず、先ほど本間先生の御指摘だけ補足させていただきますと、2ページを御覧いただきたいと思っております。対応方向の順番であります。まず二つ目の◆に書いてございます。これは市町村が地域の農業の将来の姿をまず決めていく。つまりどういう作物を

作るのかということ JA、市町村なりに入って決めていただきます。

その上で、次の三つ目の◆ですが、水田フル活用ビジョン、これは米をどうするのかという話でございます。それから、土地改良事業が終わったら計画といった各種計画の整合性を図って考えていくということで、まずは地域の所得向上の観点からどんな作物を生産するのか。もう米は安いので野菜とか果樹に転換しようだとか、いやいや、そうではなくて有機農作物を作っていこうとか、作物を先に決めて土地があると、まさに先生が先ほど御指摘のように、農地は主ではなくて従と、先に作物を作ることが決まるということの建付けでございます。

それから、5ページをお開きいただきたいと存じます。二つ目の◆の上から2行目でございます。まさに地図を市町村にそのまま作ってくれと単にお願いするのではなくて、先ほど長井が申し上げましたが、集約化等に関する基準を国が作ってお示ししたいと思っております。ここの中で地域の人をどうやって、どれだけの農地に地域の人を集めていくのかとか、こういった基準なりを考えていくというのがポイントでございます。

それから、今のインセンティブの話でございますが、土地改良をやるのが一番有効だというのを我々は聞いております。つまり土地改良をやりますと換地を伴います。そうなりますと、土地を交換していくということになります。その際に、土地改良で一番ネックになるのが農家負担という概念です。農家負担で事業費の8分の1を農業者の方が負担しているというのが今の大きな制度でございます。そうなりますと、なかなか兼業農家の方がこの事業に参加しにくいという仕組みでありましたので、我々は平成29年度から、農家負担のない土地改良事業ができるようにしたということでございます。

具体的に申し上げますと、8ページを御覧いただきたいと存じます。三つ目の◆の2行目でございますが、「農家負担ゼロの基盤整備」と書かせていただきました。従来、これは圃場整備ということで、先ほど八田先生がおっしゃっていただいた土地だけをする事業だったのです。ところが今、現場の要望が強いのは水路もできるようにしてくれということで、ポンプなりも負担ゼロの対象にすべく、これは今般の通常国会におきまして土地改良法を改正したいと思っております。ですから、これで負担ゼロの基盤整備が区画整理と水利施設の両方できるようになる。これがまずインセンティブだと思っております。

○本間委員 もう1点だけ、これだけの頭出しをやっているわけですから、これまで色々な事前の調査と言いますか、現場の意向というのを多分把握されていると思うのですが、そのあたりの感触はどうなのでしょう。これで市町村はかなりいけると見ているのか、かなり難しいと見ているのか、今言えること、言えないことはあると思うのですが、現場の今の時点での反応と言いますか、あるいは克服しなくてはいけない問題点、そのあたりの率直なところを聞かせてほしいです。

○望月課長 総論でいきますと、現場の方々の集約をしなくてはいけない。つまり先ほどの資料でいきますと3ページにあるような集積状況が続けていては、やはり担い手の方が、これ以上は農地を引き受けるのが無理という状況でございます。ここに書いてございます

が、一番離れているのは5キロもありますので、コンバインなりトラクターを持ってこないが無理なものですから、集約化自体の考え方は賛成だと、やらなくてははいけない。その際に、ただ、現場として、今まで市町村で計画をしっかりと作ってきたのだということがあるので、これをやはりこのまま市町村がしっかりと作る仕組みを今回の目標地図の中にビルトインしてほしいというのが市町村の見方でございます。

○八田座長 今、農林水産省が農地の適切な利用を促進するための施策を幅広く検討しておられる状況についてお話しいただきました。しかし、農地の適切な利用をこのワーキンググループで議論している元来の目的というのは、「農地の適切な利用を促進するための施策の在り方について、農業法人が円滑に資金調達を行い、農業経営を発展させていくための方策を含め幅広く検討し、2021年度中に結論を得て必要に応じて所要の措置を講ずる」ためです。

貴省で御検討中の制度改革は、「農業法人が円滑に資金調達を行い、農業経営を発展させる方策を検討して、結論を得る」という目標に沿うものでなくてははいけないのですが、これについてどうお考えか伺いたいと思います。ついては、事務局の樋口参事官に説明していただきたいのですけれども、元々これは特区でこのことを問題にしたときというのは、どこの県の要請が最初のことだったのですか。

○樋口参事官 もとは平成30年です。新潟市から農地所有適格法人の議決権要件、農業関係者が過半であるという要件の緩和を求めるという提案があったということが契機となっております。

○八田座長 そうすると、そこが一番肝心なので、そこに関するお考えはどうか伺いたいと思います。

○長井審議官 適格法人について今お話がありますように、そうしたニーズがあるということも当然踏まえておりますが、それにつきましては関係方面、色々なところから意見を聞きながら、農業関係者による農地等に係る決定権の確保とかについて、今現在も検討しているところでございます。さらにこれについて丁寧に検討していく必要があると思っております。特に最近、外国人による土地の取得みたいな問題もクローズアップされてきておりますので、そうしたこともどうするのかということも含めまして、さらに現在検討を進めているところでございます。

○八田座長 元々の成長戦略、フォローアップで決まったことは、2021年度中に結論を得て、必要に応じて所要な措置を講ずるですから、ちょっと遅れ気味なのではないでしょうか。ここが一番肝心なところですよ。今回の御提案はいいと思いますけれども、それが仮にできない場所があったとしても、農業経営の資金調達がきちんとできるということは、それ自体が役に立つことだと思いますので、この問題に関する一連の検討状況をお知らせいただきたいし、それから、ぎりぎりになってでは遅いですから、なるべく早く教えていただきたいと思います。

○長井審議官 一応現状は、今申し上げた形で色々なところから意見を伺っているところ

でございますので、鋭意検討しているというような状況でございます。

○八田座長 本当に本年度も残り少ないので、いつ頃に御報告いただけますでしょうか。

○長井審議官 我々としましては、昨年の6月に、これは規制改革でございますけども、閣議決定がされておりまして、そういうものもございまして、規制改革の閣議決定というのは令和4年中に措置というような形になっておりますので、そういったことも念頭に置きながら検討をさせていただいているというところでございます。

○八田座長 分かるのですけれども、今年度が終わりに近づきましたので、今日、非常にいい考えについてのお話を伺ったのですけれども、私どもの観点から、特に新潟市のことを考えると、一番肝心なところについての御説明を伺っていないので、次はいつ進展状況をお話しただけということをお願いしたいと思います。

○長井審議官 ついては年度内ということですか。

○八田座長 私どもが全くインプットできませんから、3月31日ではまずいと思います。

○長井審議官 いつというのを申し上げるのはなかなか難しい状況かなと思っております。

○八田座長 これは、本年度中に結論を得て必要な措置を講ずるというのは決まっているわけですし、私どものワーキンググループとしても、そこに対して何らかの御意見を申し上げる責務があると思います。そういう状況ですので、当ワーキンググループへの報告の目標日を今この場でなくても、事務局に伝えていただきたいと思います。

○本間委員 規制改革推進会議のほうでも議論されていて、資金調達に関して相当に私は進んだものと思っていました。2年前まで私も関わっていましたので、何か途中で止まってしまったような印象があって非常に歯がゆく思っているところであります。是非これは、向こうがダメだということではないのですけれども、やはり特区の枠組みの中で進めることができればなと思っています。

○八田座長 委員の方々に何か御意見、御発言はありますでしょうか。

それでは、今日のお話は大変よく分かりました。資金調達のことに関して、是非今後のスケジュールを教えてくださいたいと思います。

落合委員、どうぞ。

○落合委員 御説明ありがとうございます。

議論していただいていた中にも出ていたのですが、農地バンクを使っていただくことがスキーム上の工夫として重要であり、ある種計画的に整備を行うという議論が今回されていると捉えました。重要な点の一つかと思いますが、農地バンクと市町村との関係性は、どういう形で整理をされていかれるのでしょうか。基本的には農地バンクの振る舞いは、市町村のほうで計画として決められた内容に沿って動いていくことになるのでしょうか。

○長井審議官 今、お話にありましたように、基本的には市町村が目標地図を作りますので、それに従って農地バンクが振る舞っていくような関係性になると考えております。

○落合委員 分かりました。ありがとうございました。

どういうプレイヤーが中心になるのかを伺いたかったのですが、先ほどの質問で、もう

1点ありますのが、例えば地域の外からも担い手を募るというお話もあると考えられます。そういう外から入ってこられる方々の御意見を反映して取組ができるようにできる仕組みが、どのあたりに入っているか分からない部分があるなと思いました。

例えば資料の2ページのところでは、地域協議会で地域の農業の将来の姿にということで、基本的には大きい方向性は議論されるのだろうと思われませんが、外から入ってくる方は、こういうところでも一緒に議論したりする機会はないのでしょうか。そういう議論の機会の確保であったり、また事業計画や資金調達を考えているときに、ここで議論したものを参考にできたり、その内容を第三者にも説明できるようにする仕組みはどのような形で準備されているのでしょうか。

○望月課長 資料の4ページを御覧いただきたいと思います。右下の目標地図の作成手順の一番下でございます。今、落合委員から言われたように、外の人もちょうんとアクセスできるようにということで、例えば管内の地図の状況につきましてデータベース化をしまして、情報も積極的に出していきたい。ここにアプローチしていただくと、その方の御意向が反映されるという仕組みを令和4年度中に作っていきたいと思っております。

○落合委員 そうすると、外から入られる方の意向を酌んでいくことができ、計画が変更されると、それは外部からも見られ、例えば資金調達をする相手に説明するのに渡すことなどはできる状態になっていますでしょうか。

○望月課長 そのとおりです。

○落合委員 分かりました。ありがとうございます。

○八田座長 他に御意見はございませんでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。